

三

令

訓令第一号

組合内一般
一 出勤簿処理規程及び名古屋港管理組合行政文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

(出勤簿処理規程の一部改正)

第一条 出勤簿処理規程（昭和二十七年訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「総務部危機管理室担当課長（危機管理担当）」を「総務部危機管理室担当課長（防災・危機管理担当）」に改める。

(名古屋港管理組合行政文書取扱規程の一部改正)

第二条 名古屋港管理組合行政文書取扱規程（平成十五年訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「総務部危機管理室担当課長（危機管理担当）」を「総務部危機管理室担当課長（防災・危機管理担当）」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

訓令第二号

組合内一般
名古屋港管理組合行政文書取扱規程（平成十五年訓令第四号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第五十一条の次に次の二条を加える。

(総務課による選別等)

第五十一条の二 講長は、第五十条第一項及び前条第一項の規定により廃棄を決定した行政文書について、歴史的資料等の取扱要綱（平成十七年名古屋港管理組合訓令第一号。以下「取扱要綱」という。）の定めるところにより、総務課長による歴史的価値のあるものと認められるかどうかの選別を受けるものとする。

2 講長は、前項の規定により歴史的価値があるものと認められた行政文書を、取扱要綱の定めるところにより、総務課に移管するものとする。

第五十一条中「行政文書」の下に「（前条第一項により総務課に移管するものを除く。）」を加える。

別記一第一二回正中「時刻 10時30分」を「尋ね 午後5時30分

分（24時間制の場合）」に、「時刻 10：30」を「時刻 午後17：5：30

：30（24時間制の場合）」に改める。

(附 則)

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

訓令第三号

組合内一般
名古屋港管理組合事務決議規程（昭和四十年訓令第七号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第四条第七項中「建設部担当部長（総合開発担当）は、建設部総合開発室主幹（開発推進担当）の所掌事務に係る別表第一の二の担当課長専決事項の欄に掲げる事項を」を削る。

第七条第四項中「及び建設部総合開発室主幹（開発推進担当）」を削り、同条第五項中「建設部総合開発室にあつては、建設部総合開発室主幹（開発推進担当）が、その所掌する事務に係る担当部長（総合開発担当）の専決事項（別表第一の二の担当課長専決事項の欄に掲げる事項に限る。）」を削る。

別表第二二三管財課の項専任副管理者専決事項の欄中第一号を第二二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 公有財産の使用料及び賃貸料の設定に関すること。

別表第二二三管財課の項課長専決事項の欄第五号中「（第六号

を除く。）」を削る。

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港弥富ふ頭内第7貯木場埋立地の分譲について、次の要領により行います。

平成17年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

1 分譲場所

弥富町楠二丁目及び三丁目地内

第1区画 約19,000m²

第2区画 約46,000m²

第3区画 約51,000m²

第4区画 約25,000m²

第5区画 約25,000m²

第7区画 約52,000m²

2 分譲地の利用目的

港湾貨物の保管施設用地（名古屋港に入出港する船舶の積卸し貨物の保管施設用地。ただし、危険物倉庫を除く。）

3 申込者の資格

名古屋港の物流事業に資する次の(1)及び(2)に該当する施設を立地する事業者

(1) 名古屋港を直接又は間接的に利用する貨物を取扱う物流施設

(2) 上記の貨物の保管、卸売展示、流通加工等を行う施設及びこれらの附帯施設

4 分譲価格

名古屋港管理組合土地評価委員による評価額

5 土地譲渡代金納付方法

原則として、土地譲渡契約締結時に全額納付

6 申込者の優先順位

希望区画数の多い者を優先

7 分譲方法

(1) 1区画ごとに分譲

(2) 同一区画の希望者が、複数の場合は抽選

(3) 申込者の希望により分筆も可

8 申込（照会）先

名古屋港管理組合建設部管理課庶務係

電話番号(052)654-7925

ファックス番号(052)654-7998

9 申込書類

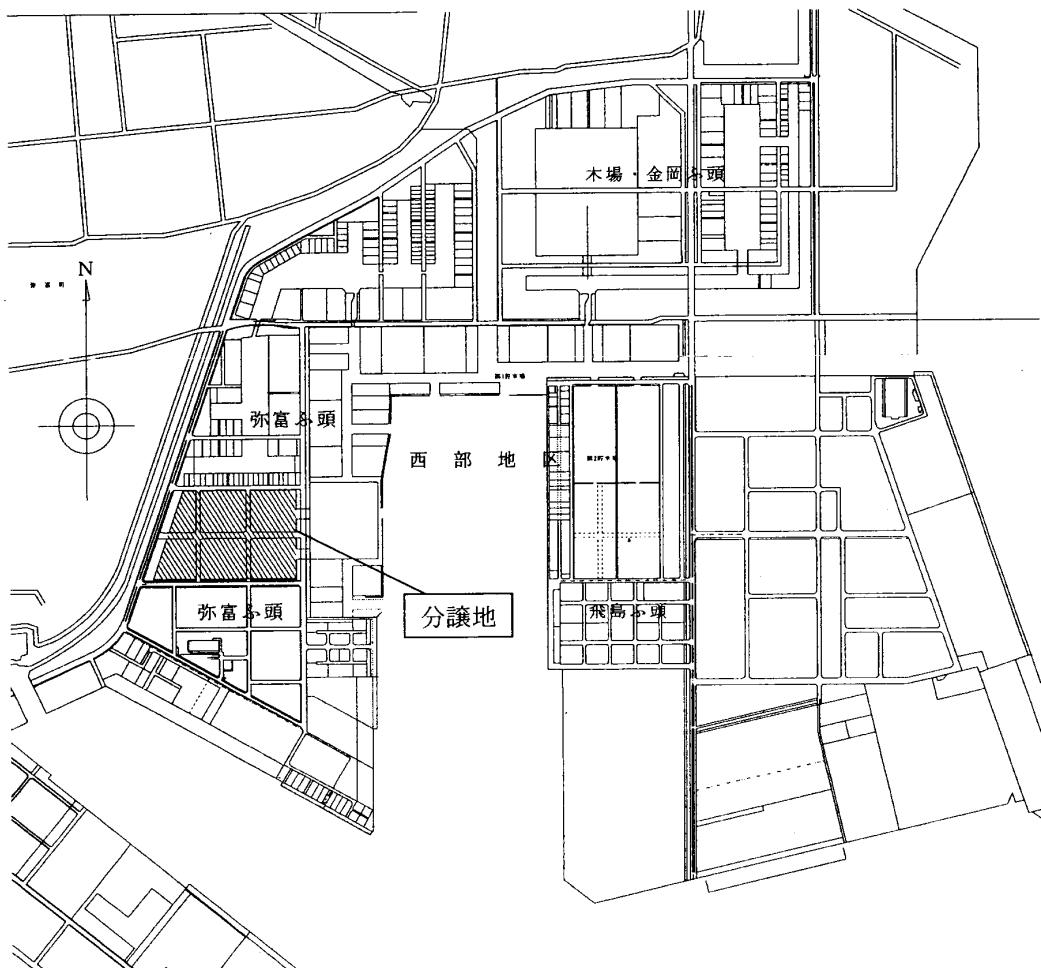
名古屋港管理組合建設部管理課庶務係に用意してあります。

10 その他

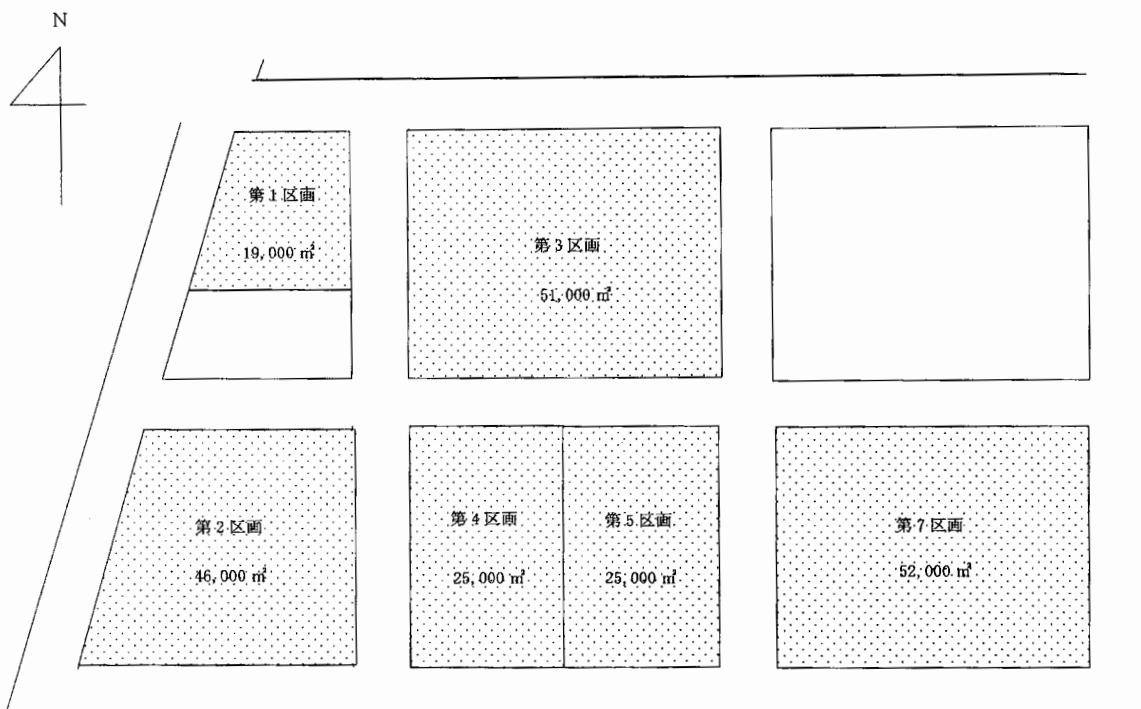
(1) 複数の者が、1区画を合同で申込むことができます。

詳細は、申込み先に照会してください。

(2) 区画内に立ち入って調査をするときは、許可を得て行ってください。



第7貯木場埋立地分譲箇所図



議会事項

名古屋港管理組合議会事務局に関する規程（昭和三十七年四月一日）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合議会

議長 立松 誠信

第1条庶務係の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第11条第四項の表運転士の項を削る。

第五条第一項第一号中「及び運転士」を「である職員」に改め、同項第三号中「日帰りの旅行命令」の下に「(外国旅行を除く)」を加え、同項第五号中「手続き」を「手続」に改める。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

名古屋港管理組合議会告示第一号

名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程（平成十三年十一月11十八日名古屋港管理組合議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合議会

議長 立松 誠信

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して異議申立てをすることができます。」

〔教示〕

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合議会議長に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」に
改める。

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して異議申立てをすることができます。」

〔教示〕に改め、同様式備考第1号を次のように改める。

2 教示欄には、次の(1)から(3)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める教示文を記載すること。

(1) 名古屋港管理組合情報公開条例第15条第3項の規定により通知する場合

1 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合議会議長に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港

管理組合議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) 名古屋港管理組合情報公開条例第19条第3項第1号に該当する決定をする場合で、同条例第15条第3項を準用して通知するとき。

この不服申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合議会議長が被告の代表者となります。）、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます。

(3) 名古屋港管理組合情報公開条例第19条第3項第2号に該当する決定をする場合で、同条例第15条第3項を準用して通知するとき。

この不服申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合議会議長が被告の代表者となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

〔教示〕
この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

監査委員事項

名古屋港管理組合監査委員告示第一号

名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程（平成十三年名古屋港管理組合監査委員告示第一号）の一部を次のように改める。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合監査委員 江口 文雄
同 同 加藤 雄也
柳田 昇二

「この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して異議申立てをすることができます。」

〔教示〕

1 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合代表監査委員に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合代表監査委員が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」に
改める。

「この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して異議申立てをすることができます。」

〔教示〕に改め、同様式備考第1号を次のように改める。

2 教示欄には、次の(1)から(3)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める教示文を記載すること。

(1) 名古屋港管理組合情報公開条例第15条第3項の規定により通知する場合

1 この決定について不服があるときは、この決定が

あつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合代表監査委員に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合代表監査委員が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (2) 名古屋港管理組合情報公開条例第19条第3項第1号に該当する決定をする場合で、同条例第15条第3項を準用して通知するとき。

この不服申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合代表監査委員が被告の代表者となります。）、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます。

- (3) 名古屋港管理組合情報公開条例第19条第3項第2号に該当する決定をする場合で、同条例第15条第3項を準用して通知するとき。

この不服申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合代表監査委員が被告の代表者となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

以上の規程は、平成十七年四月一日から施行する。